

民法（総・物）第11回 P189～P199

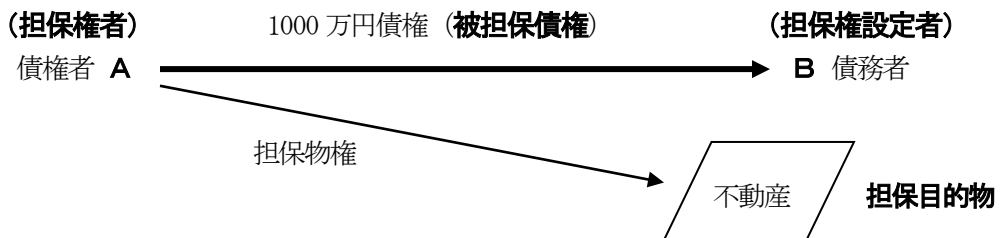


担保物権総論 P189～P192

1. 担保物権の意義

担保物権とは、ある債権（被担保債権）の弁済を担保（最終的に確保）するために、一定の財産（物）を利用することのできる権利である

例) BはA銀行から 1000 万の融資を受けるにあたり、Bの所有する財産（土地など）を担保に入れて 1000 万円を借入した。Bが 1000 万円を返済できなければ、AはBの財産を金銭に換えて 1000 万債権の支払に充てることできる。



2. 担保物権の種類

典型担保物権	民法で規定している4つの担保物権
非典型担保物権	民法で規定していない担保物権 例) 譲渡担保、仮登記担保
法定担保物権	法律により当然発生する担保物権 例) 留置権、先取特権
約定担保物権	当事者の契約により発生する担保物権 例) 質権、抵当権

3. 担保物権の性質

(1) 附従性

担保物権の発生には、被担保債権が成立していなければならない（成立の付従性）。また、被担保債権が消滅すれば担保物権も消滅する（消滅の付従性）。

（例外）質権や抵当権は、今現在成立していないが将来成立予定の債権について成立を認めている

(2) 随伴性

被担保債権が第三者に移転すれば、担保物権も一緒に移転する

（例）AはBに債権を有しBの土地に抵当権を設定したが、債権を第三者Cに譲渡した

→抵当権もAからCに移転（随伴性）

(3) 不可分性

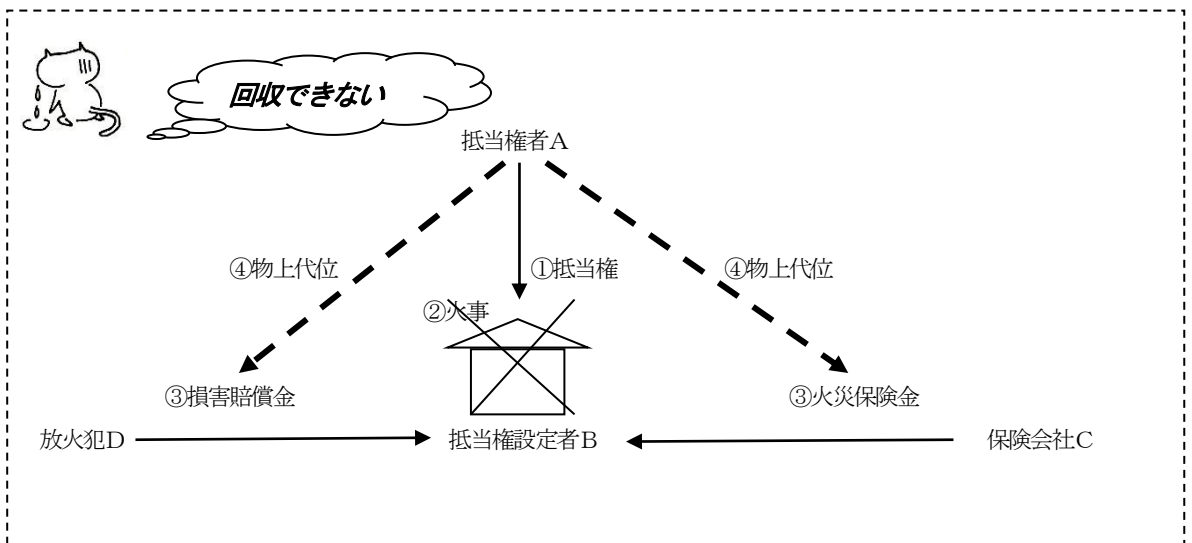
被担保債権全額の弁済を受けるまで目的物の全部に対して権利行使できる

（例）1000万債権のうち300万だけ弁済した場合、弁済した300万の範囲で担保物権が消滅することはなく、あくまでも全額弁済を受けるまでは消滅しない

(4) 物上代位性

目的物が、滅失・毀損・賃貸などにより、債務者が利益（価値代替物）を受ける場合にその利益に対しても権利行使できるというもの

（例）抵当権が設定されたB所有の家屋が放火によって燃やされてしまった場合に、抵当権者Aは損害賠償金・火災保険金から優先弁済を受けることができる



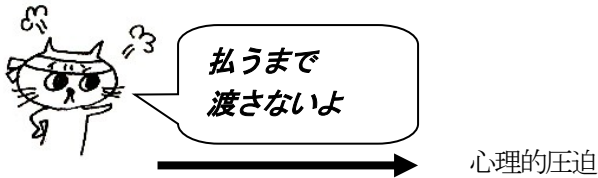
4. 担保物権の効力

(1) 優先弁済的効力

被担保債権が弁済されなかった場合に、担保物権者は、担保目的物を金銭に換えて、他の債権者に優先してそこから弁済を受けることができる効力

(2) 留置的効力

目的物を留置することで(債権者の手元に置き)間接的に弁済を促す効力



(3) 収益的効力

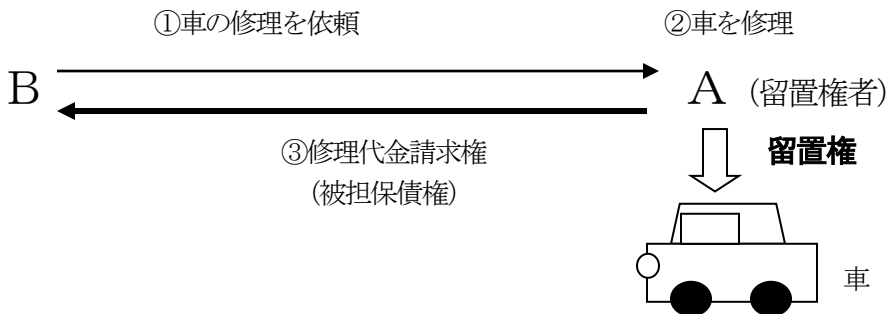
担保目的物を勝手に使用・収益し、これを被担保債権の弁済に充てることができる効力

留置権 P193～P199

《留置権の意義》

留置権とは、他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有する場合に、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することができる**法定担保物権**である。

例) Bの所有する自動車を修理した修理屋Aは、留置権に基づいて、修理代金の支払いを受けるまで自動車を留置し、債務の弁済を間接的に強制することができる。



※留置権に附従性、不可分性、随伴性はあるが**物上代位性はない**

※**留置権は物権であるから、誰に対しても主張することができる**

※対抗要件は、動産、不動産とも目的物の占有

※債務者は相当の担保を債権者に提供することにより、留置権の消滅請求ができる

《留置権の成立要件》

- ①被担保債権と留置する物に牽連関係があること
- ②他人の物を占有していること
- ③被担保債権が弁済期にあること
- ④占有が不法行為によって始まったものではないこと

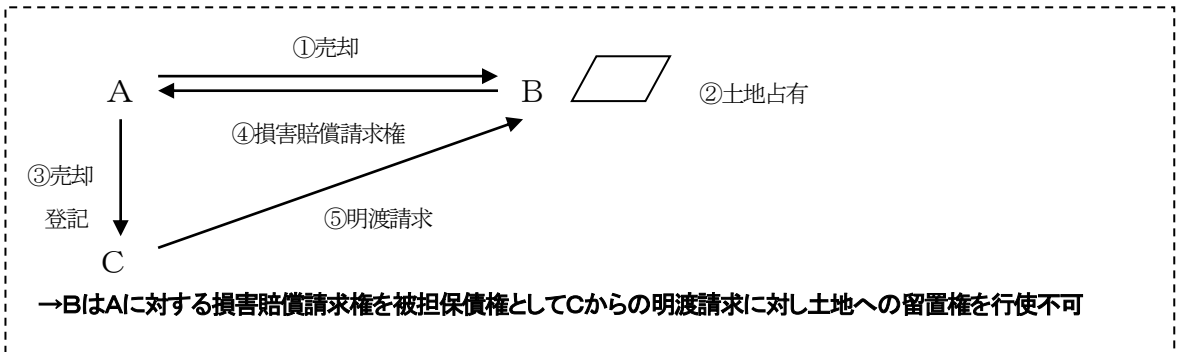
1. 被担保債権と留置する物に牽連関係があること

(1) 債権が物自体から発生した場合

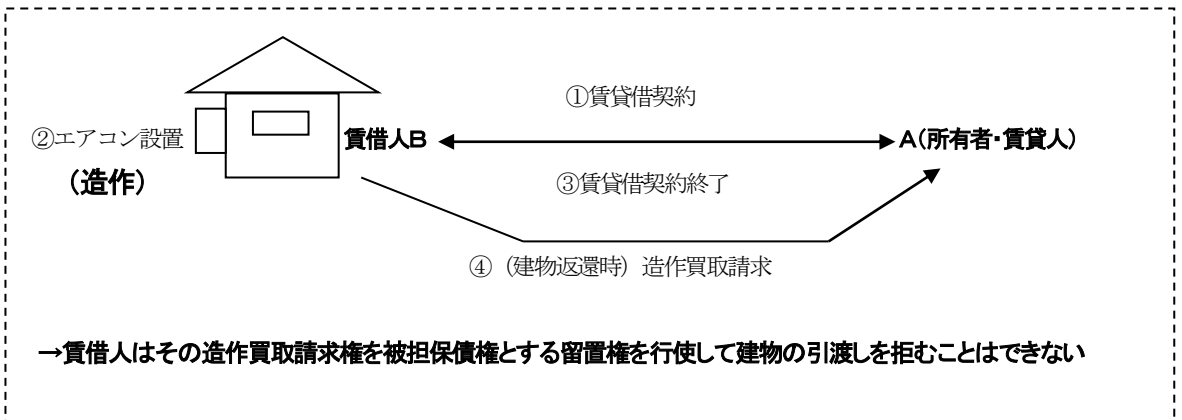
(2) 債権が物の返還義務と同一の法律関係または事実関係から生じた場合
例) お互いに傘を取り違えた場合の相互の返還請求権

(3) 判例において留置権の成立が問題となった事例

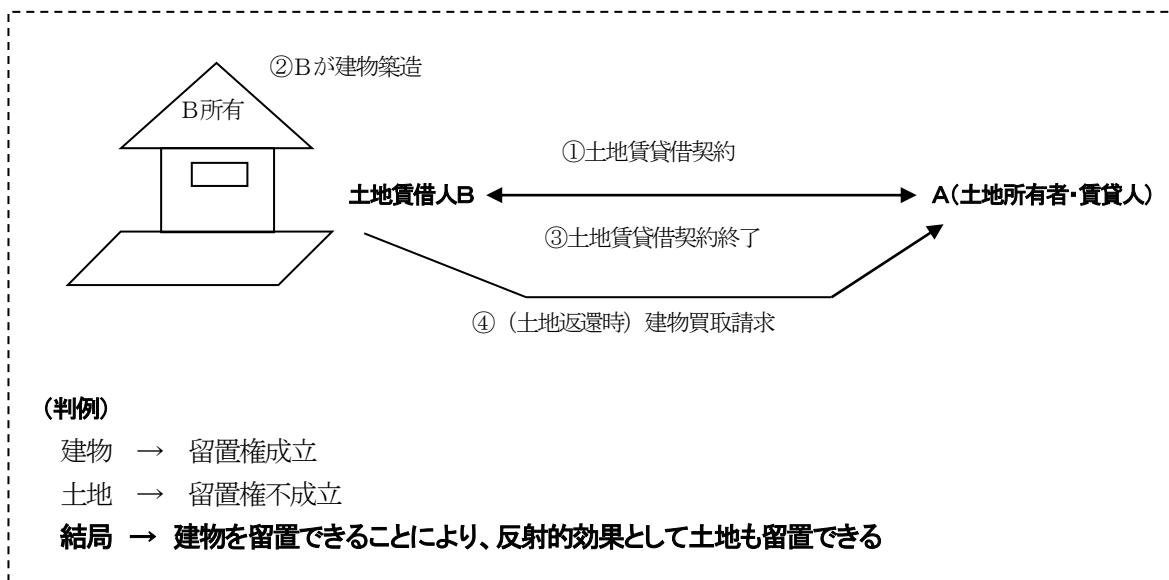
①不動産の二重譲渡における損害賠償請求権と不動産 ⇨ 牽連関係なし



②造作買取請求権と建物 ⇨ 牽連関係なし



③建物買取請求権と土地・建物



2. 占有が不法行為によって始まったものではないこと

①留置権を行使しようとする者が、**目的物の占有を不法な行為によって開始した場合**には、留置権は認められない

例) 他人の物を盗んだ者がその物に必要費、有益費を支出しても、その費用償還請求権を被担保債権として留置権を行使することはできない

②占有開始時は適法であったが後に無権限占有となり、その後に債権を取得しても、その債権を被担保債権とする留置権は成立しない。

例) 建物の賃貸借契約が解除された後、賃貸人への返還を拒んでいる賃借人がその間に目的物に有益費を支出しても、費用償還請求権を被担保債権とする留置権を行使することはできない

《留置権の効力》

1. 留置的効力

留置権には留置的効力はあるが、**優先弁済的効力はない。**

しかし、留置権者に競売申立権を認めており、留置権者は、競売における買受人（競落人）にも、留置権を主張でき、競落人は買い受けた物に関する債務を弁済しなければ目的物の引渡しを受けられない関係から、事実上、優先弁済を受けられるのと同じような結果となる。

2. 果実收取権

留置権者は留置物から生ずる果実（天然果実・法定果実）を收取し、他の債権者に優先して、これをその債権に充てることができる。

ただし、留置権には、**収益的効力はない**ので、留置物を賃貸するには債務者の承諾が必要となる。

3. 留置権者の義務

(1) 留置物の保管における善管注意義務

留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない

(2) 留置物の無断使用・賃貸・担保供与の禁止

留置物の保存に必要な使用を除き、債務者の承諾がなければ、留置物の使用、賃貸、担保としての提供（例：質権を設定する）をすることができない。



留置権者がこれらの義務に違反したら・・・

被担保債権の債務者は留置権の消滅を**請求することができる**

※義務違反があれば当然に消滅するものではない。